

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程

平成24年12月1日

訓令第1号

## (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の嘱託員の任用、報酬、勤務時間その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において「嘱託員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員であつて、広域連合長が任命するものをいう。

## (任用)

第3条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当する場合において任用することができる。

- (1) 特定の資格、免許又は特殊な知識、経験、技術、技能を必要とする業務であつて、一般職に属する職員を当該業務に充てることが適当でない場合
- (2) 前号に規定する場合のほか、業務の性格等から嘱託員をもって充てることが適当と認められる場合

## (任用期間)

第4条 嘱託員の任用期間は、任用開始日の属する会計年度において1年を超えないものとする。

- 2 嘱託員の任用期間満了の際、特に必要があると認めるときは、任用期間中の勤務成績又は職務能率が良好な者について、その任用期間を1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前項の規定により継続して委嘱することができる期間は、最初に委嘱した日から3年を超えることができない。ただし、広域連合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

## (欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、嘱託員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 広域連合において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しな

い者

- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(任用の手続き)

第6条 人事主管課長は、広域連合において、嘱託員を任用する必要がある場合には、嘱託員任用伺（様式第1号）により事務局長の承認を受けなければならない。

第7条 人事主管課長は、前条の承認を受けたときは、次に掲げる要件を備える者のうちから、予算の範囲内で嘱託員を任用するものとする。

- (1) 職務の遂行に必要な知識、技能、資格又は免許を有していること若しくはその可能性のあること。  
 (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

2 人事主管課長は、嘱託員を任用するに当たっては、嘱託員として任用されることを希望する者（次条において「任用希望者」という。）から次に掲げる書類を徴した上で、面接等を行うことにより、その適性を判断しなければならない。

- (1) 自筆の履歴書（提出前6か月以内に撮影した上半身脱帽の写真付きのもの）  
 (2) 前号に掲げるもののほか、人事主管課長が必要と認める書類

第8条 人事主管課長は前条の規定により、任用希望者のうちから任用しようとする者（以下「任用予定者」という。）を選定したときは、当該任用予定者から次に掲げる書類を徴した上で、その内容について審査しなければならない。

- (1) 身体検査書（様式第2号又はこれに準ずるもので検査後6か月を経過していないもの）  
 (2) 誓約書（様式第3号）  
 (3) 身分に関する申立書（様式第4号）  
 (4) 前号に掲げるもののほか、人事主管課長が必要と認める書類

2 人事主管課長は、前項の規定による書類の審査の結果、適正と認めたときは、速やかに事務局長に任用予定者の任用の決定について承認を受けなければならない。

3 事務局長は、前項の規定により任用の決定の承認をしたときは、任用を決定した者に勤務条件通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(任用期間の更新)

第9条 人事主管課長は、第4条第2項の規定により任用期間の更新をしようとするときは、嘱託員任用承諾書（様式第6号）を徴し、嘱託員任用期間更新伺（様式第7号）を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により任用期間の更新を承認したときは、任用期間の更新を決定した嘱託員に勤務条件（更新）通知書（様式第8号）を交付するものと

する。

(服務)

第10条 嘱託員は、職務を遂行するに当たっては、この規程のほか、法令、条例、規則等に従い、かつ、所属長の指揮監督を受け、その職務上の命令に忠実に従い職務に専念しなければならない。

2 嘱託員は、広域連合長の許可を受けた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(変更届)

第11条 嘱託員は、次の各号のいずれかに変更を生じたときは、速やかに事務局長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 通勤の経路又は方法
- (4) その他事務局長が必要と認める事項

2 前項の届出は、書面により所属長を経由して行うものとする。

(勤務時間の割振り)

第12条 嘱託員の勤務時間は、その者の職務内容を考慮し、第15条で定める休憩時間を除き、次に掲げる時間を超えない範囲内で、所属長が割り振るものとする。

- (1) 1日につき7時間45分
- (2) 1週間につき35時間

(休日)

第13条 嘱託員の勤務時間を割り振らない日（以下「休日」という。）は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 前条の規定により勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」という。）が1週間当たり4日以内の嘱託員については、月曜日から金曜日までの5日間において、所属長が別に定めた日

2 所属長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある嘱託員については、前項の規定にかかわらず、休日を別に定めることができる。この場合において、所属長は、あらかじめ事務局長の承認を受けなければならない。

(休日の振替)

第14条 所属長は、嘱託員に前条第2項の規定により休日とされた日において公務の運営上の事情により勤務することを命ずる場合には、勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第15条 嘱託員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

2 所属長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある嘱託員については、前項の規定にかかわらず、休憩時間を別に置くことができる。

3 休憩時間は、賃金計算の対象となる勤務時間以外の時間であって、これに対して報酬を支給しない。

(年次休暇)

第16条 一の会計年度（以下「年度」という。）につき、当該年度の4月1日を起算日として、別表第1に掲げる1週間の勤務の日数に応じて定める日数を付与する。ただし、年度途中において新たに委嘱された者の当該年度における年次休暇については、別表第1に掲げる1年目の期間を任用の日の属する月に応じ月割りした期間とする。この場合において、当該機関に0.5日未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、0.5日以上1日未満の端数を生じたときはこれを1日に切り上げるものとする。

2 年次休暇の繰り越し日数は、当該会計年度において新規に付与された日数（繰越分を除く。）を限度として、当該会計年度の年次休暇の残日数を次の会計年度に繰り越すことができる。

3 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、所属長が公務の運営上支障がないと認める場合は、嘱託員の請求により、1時間を単位とすることができる。

4 前項ただし書の規定により時間を単位とする年次休暇を日に換算するときは、当該嘱託員の1日の勤務時間（1時間未満の端数を生じた場合はこれを切り上げて得た時間）をもって1日とする。

(特別休暇)

第17条 広域連合長は、別表第2に掲げる有給の特別休暇を与えることができる。

2 前項に掲げるもののほか、広域連合長は、別表第3に掲げる無給の特別休暇を与えることができる。

(報酬等の決定)

第18条 嘱託員に支給する報酬は、報酬額に通勤手当相当額を加算したものとし、報酬額は、別表第4のとおりとする。

(通勤手当相当額)

第19条 通勤手当相当額は、通勤のために自動車その他の交通用具を使用し、又は

交通機関を利用して通勤する嘱託員に対して支給する。

- 2 前項の規定により支給する1か月当たりの通勤手当相当額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車等交通用具使用者 別表第5に掲げる区分に応ずる日額に1か月の勤務日数を乗じて得た額（その額が月限度額を超えるときは月限度額）
  - (2) 路線バス利用者 回数乗車券の通勤所要回数分の運賃に相当する額または通用期間1か月の通勤用定期券の価格（以下「定期券相当額」という。）のうち低廉な方の額
  - (3) その他の交通機関利用者 通勤所要回数分の運賃の相当額又は定期券相当額のうち低廉な方の額
- 3 前項に規定する通勤手当相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものとし、片道の通勤距離が2キロメートル以上の場合に支給する。
- 4 月の途中で運賃の改定及び住所の変更等の事由により、運賃の負担額に変更が生じた場合には、当該事由の発生した日から通勤手当相当額を変更して支給する。  
（報酬等の支払）

第20条 嘱託員に支給する報酬等の計算期間は、月の初日から末日までとし、翌月の15日に通貨で直接その全額を当該嘱託員に支払うものとする。ただし、当該嘱託員から口座振替払を希望する申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 前項ただし書に定める申出は、口座振替払申出書（様式第9号）により行うものとする。
- 3 第1項に規定する報酬等の支給日が休日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 4 嘱託員が月の途中で任用され、退職し、若しくは解雇され、又は正規の勤務日数を勤務しないときは、日割り計算の方法により算出した額を支給するものとする。この場合の日割り計算の方式は、報酬月額に勤務した日数を乗じ、その額をその月の勤務日数で除して得たものとする。
- 5 前項の日割り計算の方法により算出した額に円単位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。  
（報酬の減額）

第21条 嘱託員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

- 2 勤務1時間当たりの報酬は、報酬月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤

務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

- 3 前項の規定により算出した額に円単位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅費)

第22条 嘱託員が公務のため旅行するときは、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第9号）に規定する広域連合の職員の例による。

(退職)

第23条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当したときは退職する。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 退職したい旨の届出を提出し、広域連合長に承認されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。

- 2 前項第2号に規定する退職の届出は、特別の事情がある場合を除き、退職を希望する日の30日前までに所属長を経由して広域連合長に提出しなければならない。

(免職)

第24条 広域連合長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その意に反して当該嘱託員を免職することができる。

- (1) 勤務成績又は職務能率が著しく不良であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (3) サービスの規定に違反する行為があったと認められたとき。
- (4) 職制の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたとき。

- 2 広域連合長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間免職しないものとする。

- (1) 嘱託員が、公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のための特別休暇を取得している期間及びその後の30日間
- (2) 女性の嘱託員が、産前産後のための特別休暇を取得している期間及びその後の30日間

- 3 広域連合長は、第1項の規定により職を免ずる場合は、免職日の30日前までに文書をもって当該嘱託員に対し、予告するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、嘱託員の責めに帰すべき事由により免職する場合は、直ちに免職することができる。

(社会保険)

第25条 嘱託員の社会保険については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第

116号)の定めるところによる。

(災害補償)

第26条 嘱託員の公務上または通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第7号)の定めるところによる。

(健康診断)

第27条 広域連合長は、嘱託員に年1回、健康診断を受診させるものとする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、嘱託員の全部または一部に対して臨時に受診させることができる。

2 健康診断の検査項目その他の健康診断の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(嘱託員の任用管理等)

第28条 人事主管課長は、嘱託員の任用状況等についての記録を管理しなければならない。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成29年3月2日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月18日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

週の勤務日数		5日	4日	3日	2日	1日
任用後の年度	1年目	10日	7日	5日	3日	1日
	2年目	11日	8日	6日	4日	2日
	3年目	12日	9日	6日	4日	2日
	4年目	14日	10日	7日	5日	2日
	5年目	16日	12日	9日	6日	3日
	6年目	18日	13日	10日	6日	3日
	7年目	20日	15日	11日	7日	3日
	8年目以降	20日	15日	11日	7日	3日

別表第2（第17条関係）

事由	承認を与える期間
1 嘱託員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める日または期間
2 風水震火災その他の非常災害により交通が遮断された場合	その都度必要と認める日または期間
3 風水震火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	1週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間
4 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	その都度必要と認める日または期間
5 嘱託員が裁判員、証人、鑑定人として官公署等に出頭する場合	その都度必要と認める日または期間
6 嘱託員が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項及び埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第7号）第24条の規定により、公務災害補償に関する決定についての不服申立人として出頭する場合	その都度必要と認める日または期間
7 忌引きの場合	連続する附表1に定める日数の範囲内において必要と認める期間



8 父母の祭日の場合	1日
9 夏季における心身の鍛錬、健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の7月から9月までの期間内における附表2に定める期間
10 嘱託員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月（任命権者が広域連合長の承認を得て別に期間を定める場合は、その期間）を経過する日までの間における連続する5日の範囲内の期間

附表1

死亡した者		付与日数
配偶者		10日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7日
	1 親等の卑属（子）	7日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2 親等の卑属（孫）	1日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	1 親等の直系尊属	3日
	1 親等の卑属	1日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日

## 備考

- 1 配偶者は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 2 死亡した者が、職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 3 職員が代襲相続し、かつ、祭具等を継承する場合は、血族である父母に準ずる。
- 4 伯叔父母の配偶者は、当該伯叔父母に準ずる。

附表 2

1 週間の勤務日数	付 与 日 数		
	7 月以前任用	8 月任用	9 月任用
5 日	3 日	2 日	1 日
4 日	2 日	1 日	—
3 日	1 日	—	—
2 日以下	—	—	—

別表第 3（第 17 条関係）

1 嘱託員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める日または時間
2 嘱託員が私事による負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	2 か月を超えない範囲でその都度必要と認める期間
3 嘱託員の出産の場合	その出産の予定日前 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）目に当たる日から出産の日後 8 週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
4 妊産婦である嘱託員が母子健康法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを認められた場合	その都度必要と認める日または時間
5 嘱託員が生後満 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分を超えない範囲でその都度必要と認める時間（男子の嘱託員にあつては、その子の当該嘱託員以外の親が当該嘱託員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合

	は、1日2回それぞれ30分から当該承認または請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)
<p>6 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する嘱託員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>7 次に掲げる者（（2）及び（3）に掲げる者にあっては、嘱託員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う嘱託員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>（2）祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>（3）嘱託員または配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者並びに嘱託員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる子の配偶者及び配偶者の子</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>

8 嘱託員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	2日を超えない範囲でその都度必要と認める期間
9 嘱託員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

## 備考

- この表の7の項において「同居」とは、嘱託員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- この表の7の項において「介護その他の世話」とは、要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話をいう。

## 別表第4（第18条関係）

週の勤務日数		5日	4日	3日	2日	1日
報酬月額	保健師	257,900円	206,300円	154,700円	103,200円	51,600円
	保健師以外	169,500円	135,600円	101,700円	67,800円	33,900円

## 別表第5（第19条関係）

区 分	日 額	月限度額
片道 2 km以上 5 km未満	100円	2,000円
片道 5 km以上 10 km未満	200円	4,100円
片道 10 km以上 15 km未満	310円	6,500円
片道 15 km以上 20 km未満	420円	8,900円
片道 20 km以上 25 km未満	540円	11,300円

片道 25 km以上 30 km未満	650 円	13,700 円
片道 30 km以上 35 km未満	770 円	16,100 円
片道 35 km以上 40 km未満	880 円	18,500 円
片道 40 km以上	1,000 円	20,900 円

## 様式第1号（第6条関係）

## 嘱託員任用伺

決 裁 区 分	事務局 局長	事務局 次長	課長	起案	年 月 日
					決裁
	合 議			起 案 者	
	人事担当 財務担当				氏 名  (内線 )
任用理由					
上記の理由により任用してよろしいか伺います。					
勤務課所					
職務内容					
任用（予定）期間	年 月 日から		年 月 日まで		
勤務時間及び 休憩時間	時 分から		時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕		
休日					
報酬額	円				
社会保険等	適用なし・適用あり				
予算所要額	予算科目（ . . . ）				
備考					

## 様式第2号（第8条関係）

## 身 体 検 査 書

住 所

氏 名

年 月 日生

呼吸器		消化器	
循環器		血圧	
胸 部 レントゲン所見			
各種感染症・ 身体障害の有無			
既 往 症			

上記のとおり診断する。

年 月 日

(医療機関名)

医師

印

## 様式第3号（第8条関係）

## 誓 約 書

私は、埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員として、良心の身に從って誠実かつ公正に職務を遂行し、下記の事項を遵守することを固く誓います。

## 記

- 1 埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程その他法令の諸規定に従い、誠実に勤務すること
- 2 履歴書、身分に関する申立書など貴広域連合への提出書類の記載事項は、事実と相違ないこと
- 3 貴広域連合職員としての信用を失墜するような行為をしないこと
- 4 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと

年 月 日

氏名

印

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 あて



## 様式第4号（第8条関係）

## 身分に関する申立書

年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 あて

申立者住所

氏名

印

私が、埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員に任用されるに当たっては、下記のいずれの者にも該当しないことを申し立てます。

## 記

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）である者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 広域連合において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 様式第5号（第8条関係）

勤 務 条 件 通 知 書	
(氏 名) 様	
あなたを埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員として次の条件により任用します。	
任用（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務課所	
勤務内容	
勤務時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕
休日	
休暇	(1) 年次休暇 あり ( 日) ・なし (2) 特別休暇 あり 詳細：埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第16条及び第17条
報酬等	(1) 報 酬（月額） 円 (2) 交通費 円 (3) 賞与・退職員制度の適用はありません
報酬等の支払	毎月末で締切、翌月15日に現金払いの方法により支払います。 (口座振込み希望の方は、口座振替払申出書を提出してください。) ※ 支払日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれのその日の前日に繰り上げて支払います。
社会保険等	適用なし・適用あり（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） ※ 労働者災害補償保険法による補償又は埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償が適用されます。
退職及び免職に 関する事項	(1) 自己都合による退職の手続き (退職する30日前までに申し出てください。) (2) 免職の事由 詳細：埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第24条
更新の有無	(1) 任用期間の更新の有無 〔更新する場合があります・更新はしない・その他 ( ) 〕 (2) 任用期間の更新は次により判断します。 ・勤務成績、職務能率 ・従事している業務の状況 ・予算 ・その他 ( )
その他の事項	埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程に定める事項によります。
年 月 日	
埼玉県後期高齢者医療広域連合長 印	

## 様式第6号（第9条関係）

嘱 託 員 任 用 承 諾 書	
埼玉県後期高齢者医療広域連合長 様	
次の条件により勤務することを承諾します。	
任用（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務課所	
勤務内容	
勤務時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕
休日	
休暇	(1) 年次休暇 あり ( 日 ) ・なし (2) 特別休暇 あり 詳細：埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第16条及び第17条
報酬等	(1) 報 酬（月額） 円 (2) 交通費 円 (3) 賞与・退職員制度の適用はありません
報酬等の支払	毎月末で締切、翌月15日に現金払いの方法により支払います。 (口座振込み希望の方は、口座振替払申出書を提出してください。) ※ 支払日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれのその日の前日に繰り上げて支払います。
社会保険等	適用なし・適用あり（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） ※ 労働者災害補償保険法による補償又は埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償が適用されます。
退職及び免職に 関する事項	(3) 自己都合による退職の手続き (退職する30日前までに申し出てください。) (4) 免職の事由 詳細：埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第24条
更新の有無	(1) 任用期間の更新の有無 〔更新する場合があります・更新はしない・その他 ( ) 〕 (2) 任用期間の更新は次により判断します。 ・勤務成績、職務能率 ・従事している業務の状況 ・予算 ・その他 ( )
その他の事項	埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程に定める事項によります。
年 月 日	
住所	
氏名	
印	

## 様式第7号（第9条関係）

## 嘱 託 員 任 用 期 間 更 新 伺

決 裁 区 分	事 務 局 長	事 務 局 次 長	課 長	起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
区 分	合 議			起 案 者	課 担当
	人事担当 財務担当				氏 名  (内線 )
任 用 理 由					
上記の理由により任用期間を更新してよろしいか伺います。					
勤務課所					
職務内容					
任用（予定）期間	年 月 日から		年 月 日まで		
勤務時間及び 休憩時間	時 分から		時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕		
休日					
報酬額	円				
社会保険等	適用なし・適用あり				
予算所要額	予算科目（ . . . ）				
備考					

## 様式第8号（第9条関係）

勤 務 条 件（ 更 新 ） 通 知 書	
(氏 名) 様	
あなたを埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員として次の条件により任用を更新します。	
任用（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務課所	
勤務内容	
勤務時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕
休日	
休暇	(1) 年次休暇 あり ( 日 ) ・なし (2) 特別休暇 あり 詳細：埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第16条及び第17条
報酬等	(1) 報 酬（月額） 円 (2) 交通費 円 (3) 賞与・退職員制度の適用はありません
報酬等の支払	毎月末で締切、翌月15日に現金払いの方法により支払います。 (口座振込み希望の方は、口座振替払申出書を提出してください。) ※ 支払日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれのその日の前日に繰り上げて支払います。
社会保険等	適用なし・適用あり（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） ※ 労働者災害補償保険法による補償又は埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償が適用されます。
退職及び免職に 関する事項	(5) 自己都合による退職の手続き (退職する30日前までに申し出てください。) (6) 免職の事由 詳細：埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第24条
更新の有無	(1) 任用期間の更新の有無 〔更新する場合があります・更新はしない・その他 ( ) 〕 (2) 任用期間の更新は次により判断します。 ・勤務成績、職務能率 ・従事している業務の状況 ・予算 ・その他 ( )
その他の事項	埼玉県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程に定める事項によります。
年 月 日	
埼玉県後期高齢者医療広域連合長 印	

## 様式第9号（第20条関係）

## 口座振替払申出書

年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 あて

氏名

印

私の報酬等の支払いについて、埼玉県後期高齢者広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第20条第2項の規定に基づき、下記の口座への振替を申し出ます。

## 記

払込先金融機関		金融機関コード		種別	口座番号
金融機関名	支店名	金融機関	店舗		
				1 普通 2 当座	